

工科短期大学 自動車工学技術学科（ベトナム・ハノイ市）

学生インターンシップ受入れ企業募集要項

1 事業概要

和歌山県では、県内企業の人材確保促進を目的として、ベトナムの現地大学等と連携し、学生のインターンシップ受入れを支援しています。本事業を通じて、意欲ある学生を受け入れ、将来的に県内企業で活躍する外国人材の育成につなげることを目指します。

この度、ベトナム・ハノイ市内にある工科短期大学自動車工学技術学科（3年制）の学生3名を和歌山県内の事業所にインターンシップ生として受入れていただける企業を募集します。

2 企業募集期間とスケジュール（予定）

企業募集期間：2025年11月4日（火）～11月28日（金）

実施項目	日程
受入れ企業の募集	2025年11月4日（火）～11月28日（金）
インターンシップ求人情報の提出	2025年12月
受入れ企業の選定	2026年1月
学生とのオンライン面接・マッチング	2026年3月
・工科短期大学及び学生との契約締結 ・在留資格申請	2026年4月
インターンシップ受入れ期間	2026年9月～2027年8月末まで（約1年間）
インターンシップ成果報告会	2027年8月末
学生帰国・就学	2027年9月～2028年7月
インターンシップ生卒業	2028年9月

※学生が来日する際の在留資格は「特定活動9号」となります。

※工科短期大学自動車工学技術学科は3年制ですが、1年間のインターンシップに参加した学生は、帰国後に約1年間の就学期間を経て卒業します。

3 受入れ企業：3社（以下の要件を全て満たす者とする）

- 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 禁錮（「刑法等の一部を改正する法律」の施行日以後は拘禁刑を指す。）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者（法人にあっては、その役員を含む。）でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- 県税に未納がないこと。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 和歌山県内にある事業所において自動車整備の就業体験を提供できること。
- インターンシップ期間を通じて、学生に対して適切な指導・管理ができる体制を有していること。
- 在留資格認定申請など、学生の受入れに必要な各種手続きや書類作成を実施できること。
- 学生の生活・労働環境の整備に理解と協力があること。

4 受入れ学生：3名

- 工科短期大学 自動車工学技術学科に所属し、日本での就業に意欲のある2026年9月に3年生となる学生

5-1 企業負担（目安）

企業負担項目	想定費用（1 人あたり）	備考
現地査証手続き費	約 10,000 円	ベトナム側での手続きです。学生が一時負担して受入れ企業に精算していただきます。
学生管理費	毎月 5,000 円	3 か月ごとに工科短期大学へ支払っていただきます。
給与・残業代・住居	毎月実費	寮・住居費については、会社で所持している寮を無料で貸出す、一部住宅補助を出す（ 学生負担は、15,000 円/月程度を上限とする ）等でご対応いただきます。

5-2 学生負担（目安）

学生負担項目	想定費用（1 人あたり）	備考
管理費	約 120,000 円	
日本語学習	約 60,000 円	工科短期大学での日本語学習にかかる費用です。
健康診断費	約 15,000 円	
保険料・所得税	毎月実費	所得税率（非居住者所得の 20.42%）を源泉徴収という形で控除。
生活費・光熱水費・Wi-Fi	毎月実費	
寮・住居費	毎月実費	全額会社負担又は、一部学生負担。

5-3 県の支援：在留資格認定申請費、往復航空券の手配、往復航空券代、インターンシップ実施前及び実施期間中の企業・学生サポート等

6 応募方法

以下の申し込みフォームに必要事項を記載して送信してください。

<https://logoform.jp/form/WEVN/1271162>

7 その他

- 申し込みフォームを送信後、体験内容、責任者、指導担当者、生活支援担当者、給与等を含めた求人情報を作成していただきます。
- 申込企業が多数の場合は、提出いただいた求人情報をもとに、県及び工科短期大学で審査を行い、受入れ企業を決定します。
- 学生との面接は通訳が同席のうえ、オンラインで実施予定です。
- 詳細なマッチングや手続きについては、県及び工科短期大学で個別に調整いたします。
- インターンシップ実施前（在留資格申請手続きを含む）及び実施期間中は運営事務局が学生と企業をサポートいたします。

【よくある質問と回答】

Q: 受入れ学生はどの程度の日本語能力がありますか？

A: 企業とマッチングした学生は、日本語学習を5か月間実施し、入国時にはN5相当の日本語能力を目指します。なお、面接時には、通訳が同席します。

Q: インターンシップ期間中に給与は必要ですか？

A: 最低賃金を下回らない給与の支払いが必要です。学びや業務への貢献に見合った適正な給与設定を行ってください。

Q: 学生の住居はどうすればよいですか？

A: 社員寮の利用や企業による一部補助を行っていただきます。

【お問い合わせ先】

（企業の募集とインターンシップ実施に関すること）

【運営事務局】 レバレッジズ株式会社 担当：山本、碓井

E-mail：osd-alliance@leverages.jp

（事業全般に関すること）

【主催】 和歌山県 労働政策課 就業支援班 担当：岩崎

E-mail：e0606003@pref.wakayama.lg.jp

TEL：073-441-2805